

2018 人事院勧告に対する自治労見解

1. 人事院は8月10日、本年の官民較差に基づき、月例給を655円・0.16%、一時金を0.05月引き上げる勧告を行った。

月例給、一時金ともに、5年連続の引き上げ勧告となったことは、2018春闘における民間企業の賃上げ実態を踏まえつつ、組合員の期待にも一定程度応える内容といえる。

月例給の配分について、初任給や若年層に重点を置きつつも、再任用職員を含む、すべての号俸の引き上げを行ったことについては、一定の評価ができる。しかし、一時金の引き上げ分を期末手当ではなく、5年連続で勤勉手当にあてたことは不満の残るところである。

2. 民間においては働き方改革関連法が成立し、時間外労働の上限規制が進められていく中で、国家公務員においてもこれまで超過勤務に対して指針による上限目安の設定にとどまっていたものを、人事院規則で上限時間を定めることとしたことについては評価するものである。しかし、災害対応時や重要性・緊急性の高い業務については特例を設けるとしていることは、国会対応等を理由としてなし崩し的に規制が骨抜きとされてしまう恐れがあるため、その運用について労働組合はもちろん、人事院も強く関与していく必要があることから、引き続き公務労協と連携し、規制が実効性のあるものとなるよう取り組みを進めていく。

また、労働基準法の改正や人事院規則と平仄を合わせ、地方公務員についても条例に時間外労働の上限時間を定めること等、総労働時間短縮に向けた具体的対応を求めている。

3. 非常勤職員については、働き方改革関連法の「同一労働同一賃金」といわれる、雇用形態に関わりなく均等・均衡待遇の実現にむけた措置等の趣旨を踏まえ、結婚休暇の新設を含む慶弔休暇の拡充が措置されることとなった。

慶弔休暇以外の各種休暇や賃金をはじめとするその他制度についても、常勤職員との均等・均衡を基本に見直しを求めている。

特に昨年改正された非常勤職員の給与に関する指針にしたがい、すべての省庁で非常勤職員に勤勉手当が支給されるよう求めるとともに、地方公務員については、現行の臨時・非常勤職員制度においても国との権衡の観点から見直しを進め、あわせて新設される会計年度任用職員の制度構築につなげていく。

4. また、2018 勧告・報告にあわせ、定年引上げに向けて意見の申出を行ったことについては評価できるものであるが、給与水準等については不十分な内容であり引き続き検討を求めていく。本年の意見の申出については2011年の意見の申出を上書きするものとの認識を人事院は示しているが、引き上げの最終的な判断は政府が行うことから、公務労協と連携して政府に対し実現にむけ対応をはかるよう追求するとともに、人事院に対しても、引き続きその責務を果たすよう求めていかなければならない。あわせて、地方公務員についても、役職定年や困難職種の取り扱いなどの地方における課題の対応を含め、国家公務員に遅れることなく定年引上げが実現されるよう総務省に早期の検討を求めていく。
5. 今後は、政府による勧告の取り扱いが焦点となる。9月には自民党総裁選が予定されており、秋の臨時国会にむけての政治情勢は不透明ではあるが、公務労協と連携し政府に対し、本年の官民較差に基づく給与引き上げの早期の実施と定年引上げにむけた対応を強く求めていく。
6. 自治労は、2018 秋季闘争・賃金確定闘争に向けて、人事委員会対策を強化し、要請・交渉に直ちに取り組む。人事委員会に対して、公民較差プラス分は、給料表引き上げに確実かつ広範な配分、国家公務員と同様に臨時・非常勤等職員に対する結婚休暇の創設など慶弔休暇の拡充、定年引上げに関する検討等を求める。同時に、首長との早期の協議を開始し、交渉・合意による賃金確定をはかる。本部は、各自治体における労使交渉結果の尊重とともに、国が不当な干渉を行うことのないよう、総務省・国会対策を強化する。こうした取り組みを通じ、自治労運動の基本である「自らの賃金・労働条件は、労使交渉によって決定する」という原則をさらに徹底するとともに、同時に取り組む会計年度任用職員制度の構築の課題とあわせて、産別統一闘争の推進にむけ、単組・県本部・本部が一体となった取り組みを全力で展開する。

2018年8月10日
全日本自治団体労働組合